

# B E L S 評価業務料金規程

2024年4月1日改定版

一般財団法人大分県建築住宅センター

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき一般財団法人大分県建築住宅センター(以下「当機関」という。)が実施するBELS評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金は、評価を行う建築物が住宅である場合、もしくはプレート等の交付について別表に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「BELS評価業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

- (1) 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- (2) 評価料金の納入期日は、業務約款に定める期日とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
  - ・複数の建築物に係る評価業務依頼が、一定期間内に見込まれるとき。
  - ・その他当機関が認める場合。
- (2) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に評価業務依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他当機関の責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 評価書が交付される前に大きく計画の変更を行うとき。
- (3) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと当機関が判断したとき。

(その他の料金)

第6条 当機関は、必要と判断される場合には費用を別途請求できるものとする。

(附則) この評価業務料金規程は2021年4月1日より施行する。

(附則) この評価業務料金規程は2022年10月1日より施行する。

(附則) この評価業務料金規程は2023年8月1日より施行する。

(附則) この評価業務料金規程は2024年4月1日より施行する。